

・小型家電リサイクル法に該当する家電製品の回収について

Q. 先日、電子レンジを買い替えた。電子レンジは平成 25 年に施行された「小型家電リサイクル法」の品目に該当するが、品川区では 10cm×25cm 以内の小型家電は拠点回収すると知った。それより大型の電子レンジを回収する業者を探したが、近隣では見つけられなかった。

個人で出す 1 台の電子レンジに含まれる貴金属は微々たるものとは思いますが、粗大ゴミとして廃棄することには罪悪感がある。リサイクル業者と提携して回収するなどの方法は検討できないか？

またその際、粗大ゴミの処理料金より高いと利用者も少ないのではと危惧している。

検討をお願いします。

A. ご指摘のとおり、現在品川区では、一辺の長さが概ね 30cm を超える廃棄物で家庭から出される物は「粗大ごみ」として、所定の手続きにより処理をしております。ご質問の電子レンジにつきましては、「小型家電リサイクル法」に該当します。

同法によれば、第 8 条で小売業者の責務として「消費者による使用済小型電子機器等の適正な排出を確保するために協力するよう努めなければならない」と定められています。

また、地方自治体の責務として、「区域内の使用済小型電子機器等を分別して収集するために必要な措置を講ずる」とされています。

品川区では同法の趣旨に沿い、粗大ごみで収集した電子レンジを含む小型家電製品に関しても、金属等のリサイクルが可能な部分につきましては、再資源化を推進しております。

なお、現行制度上、粗大ごみの収集は自治体の業務に限定されておりますので、今後も引き続き電子レンジを含む小型家電製品について、収集方法の周知をはじめ、区民の利便性の向上が図れるよう事業の充実に努めてまいります。

(品川区清掃事務所)